

策定の目的と期間

1 策定の目的

甘楽町が自立の道を選択したことを、新たな出発の機会としてとらえ、「甘楽町に住んでよかった」と思える町づくりに向けて「町財政の将来推計」「事務事業の徹底した見直し」などの作業を進めてきました。

第4次総合計画の総合指針である「心が通う元気あふれる町」を基本に、これからの自治の姿や地域づくりのあり方を見つめながら、自信を持って自立するために策定するものとします。

2 計画期間

本プランは、5年間の計画期間とし毎年見直しを行います。

基準年次	平成16年
計画初年次	平成17年
目標最終年次	平成21年

3 基本理念

- (1) 私たち一人ひとりが、担当する分野の経営者となる気概をもって「自立していくという覚悟」で見直しを行います。
- (2) 補完性の原理「自助・共助・公助」の観点及び受益者負担の原則との兼ね合いについても見直しを行います。
- (3) 効率的な組織を目指し、行政コストを意識した見直しを行います。

推計した財政の姿

1 歳入の主なもの

(1) 町税

住民税は、現在実施されている定率減税（所得税と住民税の減税）が2年間かけて廃止されることになり、平成18年度に減税額が1/2、平成19年度には全廃され増額になります。

また、国と地方の税源移譲の方法として、所得税を減らし住民税を増やす考えであり、現行の住民税の3段階（5%、10%、13%）の税率を一律10%にし、その8%が町税で、2%が県税として推計しています。これらによって、平成19年度から約3億円増額になると推計しています。さらに、町の歳入不足が深刻になった場合には、固定資産税の税率を0.2%引き上げ1.6%にする考えで推計しています。この場合、都市計画税は導入しないことを前提とします。

固定資産税の税率改定の時期については、今後の財政状況を睨みながら慎重に検討する方針であり時期は決めておりませんが、推計では平成20年度として計算しています。

(2) 地方特例交付金と減税補てん債

定率減税に伴う減税補てん措置でしたが、定率減税が廃止されるとこの財源も廃止されます。

(3) 地方交付税

今後の地方交付税制度は未だ不透明ですが、税源移譲がなされると町税が増加し地方交付税の原資である国税の所得税が減少しますので、地方交付税は減額されると考えられます。その減額の幅が不透明であり苦慮するところですが、平成21年度には現在の73%程度に減額されると推計しています。

(4) 町債

財源不足を補うための特例措置である臨時財政対策債（通称赤字地方債）は、平成18年度までの時限措置ですが、推計ではその後も制度が引き継がれることを期待して、平成18年度の半分程度の1億円弱を見込んでいます。

(5) 一般会計規模の推計

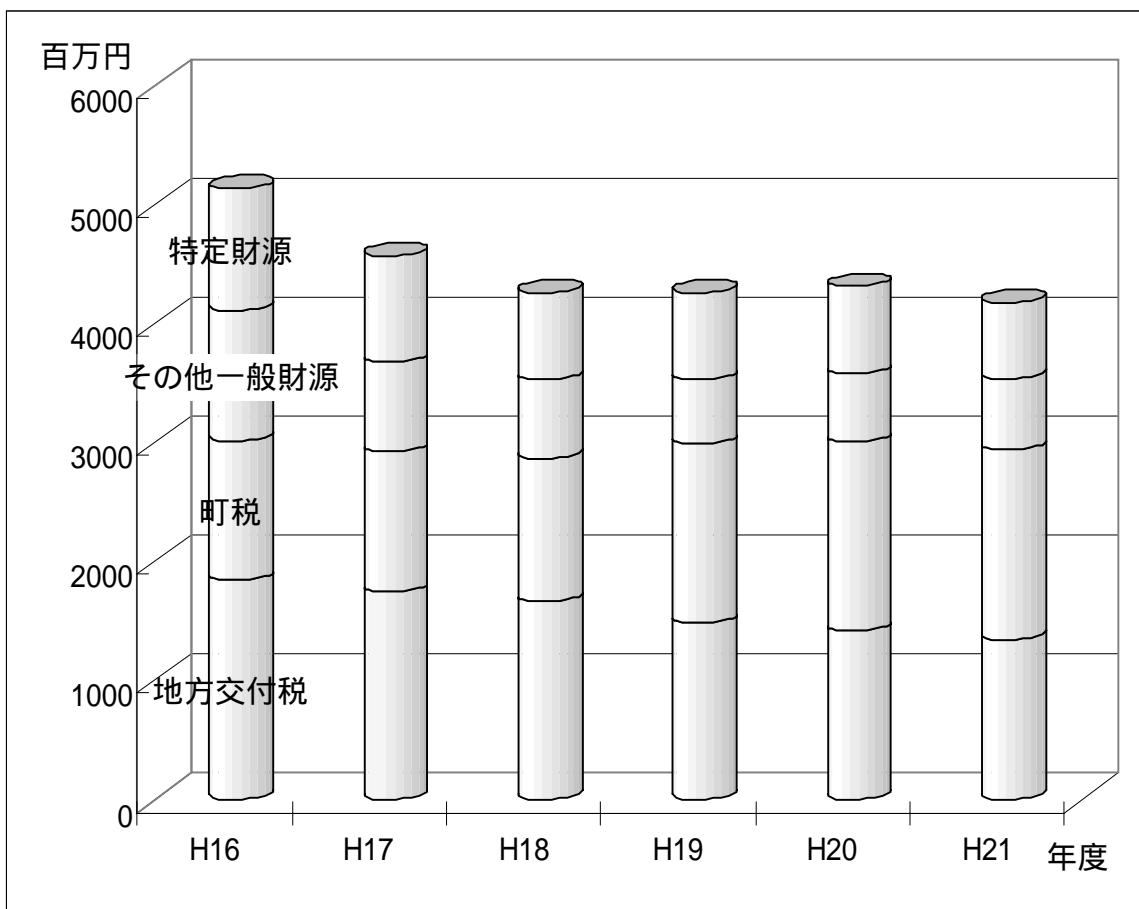
前述の要素を基に推計した一般会計の規模は、平成16年度の51億円台から平成21年度には41億円台になり約10億円減少すると推計しています。

この内一般財源総額は平成16年度では、約41億円ですが、起債の借換え分が1.8億円含まれておりますので実質約39億円です。平成21年度には基金から1億円程度繰入れをしても、約35億円となり、概ね4億円程減少すると推計しています。この4～5億円程度を歳出の削減や歳入の増収により対策を講じなければなりません。

財 政 の 推 移

単位 百万円

年 度	H 1 6	H 1 7	H 1 8	H 1 9	H 2 0	H 2 1
歳 入	5,134	4,565	4,259	4,253	4,309	4,171
地方交付税	1,839	1,745	1,665	1,485	1,411	1,340
町 税	1,175	1,174	1,197	1,502	1,595	1,595
その他一般財源	1,097	752	667	543	569	599
特定財源	1,023	894	729	723	734	637
歳 出	5,077	4,535	4,211	4,210	4,271	4,135
基金残高	983	860	843	785	691	564



まちおこしプランの対策の主なもの

まちおこしプランでは、特別職や議員及び職員など人件費の削減を行い、次いで補助金等の削減や住民サービスの見直しと、受益者負担の見直しなど今後の行政のあり方を検討しました。

そして、それでも財源不足の場合には、町税の税率改正を視野に入れて自立への道を切り開くための対策を検討しました。

検討の結果、削減や負担をお願いするものの総額は、年度毎に次の表のとおりとなり、5年間の総額では約17億円となります。

年度別プラン

単位：百万円

年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	合計
削減額	197	293	336	429	474	1,729

平成17年度から反映するもの

人件費の削減

特別職、議会の議員及び職員の給与削減方針

甘楽町の財政が大変厳しくなるとの認識で、特別職、議会の議員及び職員が率先して自立への覚悟を示し、町づくりの財源を確保するために平成17年度から平成19年度まで給与の引き下げを行います。

1 町長・助役・教育長の給与を削減 年440万円の削減

特別職の給料は現在でもすでに5%減額中ですが、さらに平成17年4月から毎月10%減額します。

期末手当(ボーナス)も、町長は給料月額20%助役・教育長は給料月額の15%減額をします。これで年間約440万円の削減となります。

2 収入役を空席に 年963万円の削減

平成17年度から特別職は、町長、助役、教育長の三役体制とし、収入役については、当分の間空席としてその事務は職務代理が行います。これで年間約963万円の削減となります。

特別職給与削減表

単位 円

区分	給料月額			給与削減額 (期末手当等を含む)	削減率
	現行	改正後	削減額(月額)		
町長	722,000	650,000	72,000	1,816,160	14.6%
助役	584,000	526,000	58,000	1,336,640	13.4%
収入役	565,000	509,000	56,000	1,291,300	13.4%
教育長	546,000	492,000	54,000	1,245,960	13.4%

3 議会の議員の報酬 年646万円の削減

報酬月額を5%削減するほか、期末手当(ボーナス)の役職加算(月額報酬の20%)を減額します。削減する期間は、現議員の任期末である平成19年4月までとします。これで年間約646万円の削減となります。

4 議会の議員の定数 年726万円の削減

定数については、今後も引き続き検討しますが、次の一般選挙(平成19年4月)

から現行の議員定数の18名から16名となり2名減員されます。
 これで年間約726万円の削減となります。

議会の議員給与削減表

単位 円

区分	給料月額			給与削減額 (期末手当等を含む)	削減率
	現行	改正後	削減額(月額)		
議長	290,000	276,000	14,000	484,800	9.7%
副議長	225,000	214,000	11,000	378,400	9.7%
委員長	215,000	205,000	10,000	353,200	9.5%
議員	210,000	200,000	10,000	348,800	9.6%

5 非常勤特別職の報酬等 年85万円の削減

町では多くの非常勤特別職の皆さんにお世話になっていますが、この報酬等についても、平成17年度から5%程度の削減をお願いします。なお、削減期間は特別職の削減期間の平成19年度までとし、その時点で再検討します。

6 職員の給与も削減 年4,980万円の削減

職員の給与については、自立の町づくりを先頭にたって進めるために、平成19年度までの3年間給与の削減を以下のとおり行います。

- (1) 全職員の期末・勤勉手当(ボーナス)を年0.5月分減額します。さらに主任以上の職員は、ボーナスから役職別に給料月額の5%から15%の減額を行います。
- (2) 管理職全員の管理職手当を給料月額の1%引き下げます。
- (3) 管理職以外の職員は、超勤手当総額を1/7減額します。

(4) 宿日直手当の支給を停止します。

以上の措置により平成16年度当初予算と比較すると、総額で約4,980万円の削減となります。

7 職員の人員削減効果について 5年間で約7億1,100万円の削減

平成16年度は、職員が8人退職しますが、まちおこしプランにより来年度の採用は1人に抑えます。

このことにより、平成16年度当初予算と比較すると約5,600万円の削減となります。また、職員削減計画の早期達成を図るため、勸奨退職制度を導入します。40歳以上かつ20年以上勤続した者で、本人のライフプランにより退職を希望する者には、勸奨退職制度を適用します。

なお、来年度以降の5年間は、退職者が3～5人の時に1人採用、6～8人の時に2人採用を基本方針とします。現在予定されている退職者の補充でみると、5年間で次の表のとおり削減されます。

職員採用計画

単位 人

種別	現行の職員数 (平成16年度)	5カ年退職者数	5カ年新規採用予定者数	5年後の職員数 (平成21年度)	減員数
職員数	145	25	5	125	20
一般行政事務職	115	16	5	104	11
保育士・教諭職	20	2	0	18	2
技能労務職	10	7	0	3	7

事務事業の見直し

8 補助金の取扱いについて 年1,480万円の削減

補助金についても、以下の原則により、甘楽町補助金等適正化審査委員会において整理し決定しました。決定額については、それぞれの団体にご連絡します。
なお、補助金の見直しは今後も行います。

(1) 国・県補助事業に係る町上乗せ補助

国・県の合計補助率が事業費の1/2以上は上乗せ補助なし、国・県の合計補助率が事業費の1/2未満の場合は、町上乗せ補助を合わせて1/2を補助率の上限とする。

(2) 国・県の補助事業が終了した事業は、町単独事業として継続しない。

(3) 町単独建設事業の補助

現行補助率1/2を1/3以下に減率する。

(4) 各種団体事業費補助金及び運営費補助金（小規模補助金含む）

平成17年度は基本的に最低10%カットを実施し、平成18年度からは事業内容により、さらに見直しを実施する。（廃止も含む）ただし、建設事業費は上記の例に準じる。

9 役員の視察研修について 年237万円の削減

毎年宿泊により実施されている役員の視察研修を、任期中1回に改めます。ただし、役員が独自で研修を行う場合は、マイクロバスの貸与は行います。

任期2・3年は視察研修1回 任期4年は視察研修2回

10 イベント（武者行列・さくらマラソン・元旦駅伝・産業文化祭）の運営について 年194万円の削減

町民の皆さんと一体となって、元気なまちづくりの活力を生み出すため、四大イベントは継続します。

住民一人ひとりの主体的な参画・協働による運営をめざし、ボランティアによる

参加を促進します。職員もボランティアとして参加します。出店する皆さんからもテント代金の負担を求めます。

1.1 受益者負担の原則

これまでは、使用料などが無料あるいは安いのは、住民サービスとして当たり前という発想でした。しかし、正確に言えば、税を使うというかたちで町民全体が負担していたのです。これからは、利益を受ける利用者が、応分の負担をすべきではないでしょうか。そこで平成17年度からは、次の受益者負担をお願いします。

(1) 基本健康診査事業(春の健康診断)の受診料 年220万円の受益者負担

住民の皆さんに無料でサービスを提供していましたが、基本健康診査(検査項目7項目)の費用は一人当たり5,145円必要です。心電図(検査費用1,575円)や眼底検査(検査費用997円)は引き続き無料としますが、基本健康診査について一人当たり1,000円の受益者負担をお願いします。

なお、70歳以上の方や生活保護世帯及び住民税非課税世帯の方は従来どおり無料とします。

(2) がん検診等の受診料 年95万円の受益者負担

従来からガン検診等は、社会保険加入者世帯からは検査費用を負担していただいていました。国民健康保険加入者世帯は、国民健康保険会計から支出して無料でしたが、医療の高度化などにより医療費が増加し、国民健康保険会計も財政的に厳しい状況です。

そこで国民健康保険加入者世帯の方も、一検診当たり500円の受益者負担をお願いします。

がん検診等検査費用

検査項目	検査費用	社保加入者負担金	国保加入者負担金
胃がん	4,095円	1,100円	500円
大腸がん	1,522円	800円	500円
子宮がん	3,885円	1,200円	500円
乳がん(触診等)	3,307円	800円	500円
乳がん(マンモグラフィー)	3,129円	1,000円	500円
骨密度	2,415円	1,000円	500円

(検査費用は平成16年度)

(3) ごみの直接搬入処理料 **年326万円の受益者負担**

町内の製造業者や商店から出る可燃ごみについては、富岡市の清掃センターに直接搬入され、処理料の1/2を町が負担していましたが、今後は町の負担を1/4とし、事業者の方に3/4を負担していただきます。

1.2 補助金等で来年度から変わる主なもの

(1) 住民センター建設補助金

補助率を1/2から1/3に変更し、修繕の補助金の上限を、400万円から200万円とします。

(2) 消火栓設置補助金

補助率を1/2から1/3に減率します。

(3) 敬老祝金 **100歳の祝金10万円に**

特別敬老祝金の100歳到達時に支給していた100万円は、10万円に減額します。

敬老祝金として、80歳及び85歳以上の高齢者に、毎年1万円を支給していましたが、これからは、傘寿祝(80歳)、米寿祝(88歳)及び白寿祝(99歳)の筋目の年に、1万円を支給します。

また、100歳以上の長寿者には毎年1万円を支給します。

(4) 合併処理浄化槽維持管理補助金 **年255万円の削減**

合併浄化槽の汚泥が、富岡甘楽妙義衛生施設組合で、処理できるようになり一般家庭での処理料金は、年間で約14,000円軽減されました。

また、国の制度改正により合併浄化槽しか設置できなくなり、合併浄化槽が一般化したため、補助金額を現行の年額15,000円から5,000円に減額します。

(5) 人間ドック補助金

35歳以上の国民健康保険加入者を対象に人間ドックの補助を実施しています。補助対象に脳ドックを加えて検診内容を充実しますが、補助率を1/2から1/3に引き下げます。

変更後の補助金額

種 別	補 助 金
日帰りドック補助金	11,000円～13,000円
1泊ドック補助金	20,000円
脳ドック	13,000円

平成18年度以降に予定しているもの

1 行政区や消防団の再編成

行政区の統合や消防団の再編など町を支える組織のあり方について今後検討したいと思います。平成18年度末まで2年間の間に将来を見据えた組織の姿を検討します。

2 使用料の受益者負担の引き上げ

(1) 保育園の保育料 子育て支援のため3年間据え置き

現在の保育料は、国の基準の概ね60%の水準です。そして保育園の運営にかかる費用の約1億3,000万円(1人当たり83万円)のうち、約3,000万円(1人当たり19万円)が保育料ですが、子育て支援充実のため平成19年度まで保育料は据え置きます。その後国の基準を基に平成20年度に70%、平成21年度に80%まで段階的に改定を検討します。

(2) 幼稚園の保育料 平成18年度から月4千円の負担増

幼稚園の運営費にかかる費用は、約9,900万円(1人当たり年間約44万円)で、このうち保育料は約1,600万円(1人当たり年間72,000円)(給食費を除く)です。

現在の月額6,000円の保育料は、平成18年度から月額10,000円に改定を予定しています。また平成21年度には、保育園の保育料と整合するよう再度改定を検討します。

(3) 下水道料金 平成18年度から20%・21年度に再度引上げ

公共下水道特別会計と農業集落排水特別会計には、多額の繰出金を支出しており、平成15年度では使用料総額の約4倍の一般財源を投入しています。

この要因は、起債の元利償還が多額になっているためであり、将来は維持管理経費と償還利子分だけは使用料で負担すべきと考えております。

当面平成18年度から使用料の20%の値上げを予定しています。そして、平成21年度には再度の値上げも検討する必要があると考えております。

(4) ごみ袋の有料化 平成17年度に審議会で検討

ごみの収集や焼却処理の委託料は、多額の費用がかかりますが今までは無料です。この費用の一部を負担してもらう方向で、平成17年度に審議会を設置して、金額等を含めごみ袋の有料化を検討していただきます。財政推計では、平成18年度から1枚当たり50円の値上げを見込んでいます。

(5) 体育館等の使用料 **1回当り500円**

体育館を使用した時の電気代の一部を負担していただきます。1回500円で、年間利用の団体は、100回分の50,000円を負担額の上限とします。

なお、その他の町有施設の使用料については、平成17年度に検討します。

3 税による財源確保 **固定資産税の0.2%増を想定**

様々な行政改革や住民サービスの見直しを行い行政経費の削減に努め、受益者負担の増額をお願いしてもまだ財源不足に陥った場合には、固定資産税の税率を現在の1.4%から1.6%に引き上げる予定です。この場合には、都市計画税の課税はしない考えです。引き上げの時期は、今後の財政状況を見ながら検討いたします。

自立に向けた支援・施策について

当町は自立の道を歩んで良かったとなるような町づくりを住民と一体となって取り組んでいかなければなりません。

町では、まちおこし計画を住民代表とともに検討し、より一層の経費節減に取り組んできましたが、一方、元気あるまちづくりを進めるためには、行政と住民とが一体となって新しい施策に取り組むことが重要であります。

町では、平成 17 年度の新規事業などについて下記の施策を推進し、もって住民福祉の向上を図っていく所存であります。

記

- 1 当町ではボランティアの活発な活動が展開されており、今後の町づくりに欠かせないボランティア活動を一層推進すべく支援を講じます。
- 2 T 社会に対応すべき行政の電子化を推進し、住民サービスの充実を図ります。
- 3 敬老祝金を縮小する補てん措置として、総合福祉センター無料利用券を、敬老祝金が支給されない年齢（81 歳以上）の家庭に対して年間 10 枚配布し、住民福祉の増進に寄与します。
- 4 一層の高齢者福祉の増進と介護者の労をねぎらうため、ねたきり老人介護慰労金を 60,000 円から 80,000 円に増額します。
- 5 子育て支援プランの推進を図るため、保育所の入所定員を 120 人から 130 人に増員して、保育の充実を図ります。
- 6 子育て支援の町として、現行実施している第 3 子以上の出産祝金 50,000 円 / 1 人を、支給範囲を拡大して、第 2 子出産時の祝金として 20,000 円 / 1 人を支給します。
- 7 児童保育の充実を図るとともに父兄の勤労を側面的に援助するため、小幡幼稚園に引き続き、福島幼稚園、新屋幼稚園の 3 歳児保育を実施します。
- 8 度重なる災害による福島河川緑地広場の代替公園として、浅間堤周辺にグランドゴルフ場、テニスコート等を建設し、住民福祉の向上を図るとともに住民の憩いの場を提供します。

- 9 債務負担行為による土地買い戻しについては、後年度長期的財政負担にならないように、平成 21 年度を目途に全ての買い戻しを終了いたします。
- 10 懸案事項になっている第一中学校の改築に対応するため、学校建築基金の積立を平成 18 年度から開始いたします。
- 11 天引工業団地の造成を推進するとともに下井工業団地の販売を促進します。
- 12 自然災害に対応するため防災行政無線の設備を充実させ、もって住民の安全を図ります。
- 13 災害時などの緊急放送も必要とすることから、甘楽第二中学校の放送設備の充実を図ります。
- 14 給食センター業務の安全性及び食の安全を図るため、ボイラー入れ替え工事を実施します。
- 15 公共下水道の整備を図ることにより供用区域の下水道整備を終了し、白倉地区の農業集落排水事業を早期に着手できるよう推進します。